

第6章

計画の推進体制

1 計画の推進体制



本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境など多岐にわたっているため、庁内関係部署間との連携を強化し、全庁的な推進体制を構築します。

幼稚園や保育園の広域利用をはじめ、被虐待児童への対応や障がいのある子どもへの支援など、専門的な支援を必要とする場合などには、国や岐阜県、近隣市町村との連携・調整のもと、より充実した取り組みを進めます。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、幼稚園・保育園等、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報紙等により周知・啓発を行うとともに、保育園・幼稚園等をはじめ子どもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

2 計画の進捗管理



計画の着実な推進のためには、庁内各課において、毎年度施策・事業の状況把握を行うとともに、計画内で立てた数値目標について客観的な視点から評価を行うことが重要です。また、その結果を次年度以降の事業実施に反映させていく、P l a n（計画）－D o（実施・実行）－C h e c k（検証・評価）－A c t i o n（改善）のプロセスをふまえた「P D C Aサイクル」に基づき、計画の進捗管理と事業の改善を行うことが大切です。

計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「関市子ども・子育て会議」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。